

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年10月22日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

千葉県公安委員会規則第6号

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定金属類)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ハンドホールの蓋
- (2) 消火栓を格納する物であつて、地下に埋設して使用されるものの蓋
- (3) 地下に埋設して使用される防火水槽の蓋

2 条例第2条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 橋、学校その他の施設の名称を表示する板
- (2) 主として屋外において施設の案内又は解説を表示する標識に用いられる板
(心身の故障により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施することができない者)

第3条 条例第4条第6号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可の申請)

第4条 条例第5条に規定する申請書は、特定金属類取扱業許可申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第5条の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める警察署長を経由して、1通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 県内に営業所を設けようとするとき 当該営業所のうち、主たる営業所の所在地の所轄警察署長
- (2) 前号に掲げるとき以外のとき 県内において行商をしようとする区域（千葉県警察基本条例（昭和29年千葉県条例第25号）別表第1に掲げる警察署の管轄区域を単位とする区域をいう。以下同じ。）のうち、主な区域の所轄警察署長

3 条例第5条の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものとする。

- (1) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類

ア 最近５年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第５号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第３０条の４５に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

イ 条例第４条第１号から第７号まで及び第９号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

エ 未成年者で特定金属類取扱業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（未成年者で特定金属類取扱業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、その法定代理人に係るアからウまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからオまでに掲げる書類））

（２）申請者が法人である場合 次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

ウ 役員に係る前号ウに掲げる書類

エ 役員に係る条例第４条第１号から第６号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 条例第４条第９号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

４ 条例第５条第５号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（１）県内に営業所を設けようとする場合にあつては、当該営業所のうち主たる営業所の名称及び所在地

（２）前号に掲げる場合以外の場合にあつては、県内において行商をしようとする区域のうち、主な区域の名称

（公示の方法）

第５条 条例第６条第２項の規定による公示は、千葉県報に登載して行うものとする。

２ 条例第６条第２項の公安委員会規則で定める事項は、条例第３条の許可を受けた者に関する次の各号に掲げるものとする。

（１）氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

（２）住所又は居所

（３）許可番号

（４）許可年月日

（変更の届出）

第６条 条例第７条第１項に規定する届出書は、営業所変更届出書（別記第２号様式）と

する。

2 条例第7条第1項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める警察署長を経由して、1通の届出書を提出しなければならない。

(1) 県内に営業所を有するとき 当該営業所のうち、主たる営業所の所在地の所轄警察署長

(2) 前号に掲げるとき以外のとき 県内において行商をする区域のうち、主な区域の所轄警察署長

3 条例第7条第1項の公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更しようとする年月日及び変更しようとする事項とする。

4 条例第7条第2項に規定する届出書は、氏名等変更届出書（別記第3号様式）とする。

5 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める場合は、同項に規定する届出書に登記事項証明書添付すべき場合とする。

6 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める書類は、第4条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更があった事項に係る書類とする。

7 第2項及び第3項の規定は、条例第7条第2項の規定による届出書の提出について準用する。

（廃業等の届出）

第7条 条例第8条に規定する届出書は、廃業等届出書（別記第4号様式）とする。

2 前条第2項の規定は、条例第8条の規定による届出書の提出について準用する。

（行商人証）

第8条 条例第10条第1項に規定する行商人証は、別記第5号様式によるものとする。

2 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 行商をする者の氏名及び生年月日

(2) 特定金属類取扱業者の氏名又は名称

(3) 特定金属類取扱業者の住所又は居所

(4) 許可番号

（標識）

第9条 条例第11条第1項に規定する標識は、別記第6号様式によるものとする。

2 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定金属類取扱業者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 許可番号

（他事記載の禁止）

第 10 条 条例第 10 条第 1 項の行商人証又は条例第 11 条第 1 項の標識には、犯罪の防止又はその被害の迅速な回復に特に資すると認められる場合を除き、第 8 条又は第 9 条の規定により記載することとされている事項以外のものを、記載、貼付けその他の方法により表示してはならない。

(氏名等の閲覧)

第 11 条 条例第 11 条第 2 項の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 常時使用する従業者の数が 5 人以下である場合

(2) 当該特定金属類取扱業者が管理するウェブサイトを持していない場合

2 条例第 11 条第 2 項の規定による公衆の閲覧は、当該特定金属類取扱業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3 条例第 11 条第 2 項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定金属類取扱業者の氏名又は名称

(2) 許可番号

(確認の方法等)

第 12 条 条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給をされたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 条例第 12 条第 1 項第 2 号に規定する署名は、当該特定金属類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、特定金属類取扱業者は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。

3 条例第 12 条第 1 項第 4 号の公安委員会規則で定める措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、その印鑑登録証明書及び当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けること。

(2) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して、本人限定受取郵便物等（名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便

事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）をいう。以下同じ。）を送付し、かつ、その到達を確かめること。

- (3) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して金品を内容とする本人限定受取郵便物等を送付する方法により当該特定金属類の代金を支払うことを約すること。
- (4) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあっては、当該特定金属類に係る条例第13条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。））。
- (5) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか二の書類の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）及び当該相手方の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（身分証明書等又は住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該特定金属類取扱業者が送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）若しくはその写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、並びに当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達

を確かめること（当該特定金属類に係る条例第13条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しを保存する場合に限る。）。

ア 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

ウ 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書（当該相手方と同居する者のものを含む。）

エ アからウに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の住所及び氏名の記載があるもの（公安委員会が指定するものを除く。）

オ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該相手方の身分証明書等又は住民票の写し等に準ずるもの（当該相手方の住所及び氏名の記載があるものに限る。）

（6）相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し等の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該特定金属類の代金を支払うことを約すること。

（7）相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該特定金属類の代金を支払うことを約すること（当該特定金属類に係る条例第13条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等の写しを保存する場合に限る。）。

（8）相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報であって、当該写真付き身分証明書等に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付けられた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けること（当該特定金属類に係る条例第13条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報

（当該相手方の容貌の画像情報を除く。）を保存する場合に限る。）。

- （９）相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受け、並びに当該相手方から当該相手方の写真付き身分証明書等（住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。
- （１０）相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該特定金属類取扱業者又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号及び第１２号において同じ。）により当該特定金属類取扱業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第１項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようになしなければならない。
- （１１）相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第６項又は第１６条の２第６項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第２条第１項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該特定金属類取扱業者が公的個人認証法第１７条第４項に規定する署名検証者である場合に限る。）。
- （１２）相手方から、公的個人認証法第１７条第１項第５号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第４項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号。以下「電子署名法」という。）第２条第３項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第２条第２項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第５条第１項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）並びに電子署名法第２条第１項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。
- （１３）条例第１２条第１項第１号から第３号まで又は前各号に掲げる措置をとった者に対し識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８

号) 第2条第3項に規定する識別符号をいう。) を付し、その送信を受けることその他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法により、相手方についてこれらの規定に掲げる措置を既にとっていることを確かめること。

(確認等の義務を免除する特定金属類)

第13条 条例第12条第2項第1号の公安委員会規則で定める金額は、1万円とする。
(帳簿等)

第14条 特定金属類取扱業者が条例第13条の規定により記載をする帳簿は、別記第7号様式によるものとする。

2 条例第13条の帳簿に準ずる書類として公安委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第13条の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であって、条例第13条の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 特定金属類取扱業者は、条例第13条の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

(電磁的方法による保存に係る基準)

第15条 条例第14条第1項の規定により条例第13条の電磁的方法による記録を保存する場合には、公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(帳簿等又は電磁的方法による記録の毀損等の届出)

第16条 条例第14条第2項の規定による届出は、毀損等届出書(別記第8号様式)を提出して行わなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

(証票)

第17条 条例第18条第2項に規定する証票は、身分証明書(別記第9号様式)とする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

（その 1）

特定金属類取扱業許可申請書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 3 条の規定により、特定金属類取扱業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

種 別	1 個人	2 法人	
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな) -----		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所 又 は 居 所	都道 府県	市区 町村	
法人に あっては、 その代表者	氏 名	(ふりがな) -----	
	生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	都道 府県	市区 町村
行商をしようとする者であるかどうかの別		1 する 2 しない	

注 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。

(その2)

主たる営業所	県内に設ける営業所のうち、	名称	(ふりがな) -----
		所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 市(町・村)
		連絡先	電話() —
		県内に営業所を設けない場合は、県内において 行商しようとする区域のうち、主な区域の名称	
その他の営業所	①	名称	(ふりがな) -----
		所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道府県 市区町村
		連絡先	電話() —
	②	名称	(ふりがな) -----
		所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道府県 市区町村
		連絡先	電話() —

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(その３)

法 人 の 役 員	①	氏 名	(ふりがな)
		生年月日	年 月 日
		住 所	都道府県 市区町村
	②	氏 名	(ふりがな)
		生年月日	年 月 日
		住 所	都道府県 市区町村
	③	氏 名	(ふりがな)
生年月日		年 月 日	
住 所		都道府県 市区町村	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第 2 号様式（第 6 条第 1 項）

営業所変更届出書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更するので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 号
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな)

営業所の名称及び所在地に関する変更事項

変 更 予 定 年 月 日		年	月	日
変 更 区 分		1	営業所を新設	
		2	既設の営業所の名称又は所在地を変更	
		3	営業所を廃止	
変 更 前	名 称	(ふりがな) -----		
	所 在 地	都道 府県		市区 町村
変 更 後	名 称	(ふりがな) -----		
	所 在 地	都道 府県		市区 町村
	連 絡 先	電話 (	)	—

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 営業所を新設した場合にあっては当該営業所について変更後の欄に記載し、営業所を廃止した場合にあっては当該営業所について変更前の欄に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第 3 号様式（第 6 条第 4 項）

（その 1）

氏名等変更届出書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更があつたので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 号
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな) -----

氏名等及び住所等並びに行商に関する変更事項

変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 前	氏名又は名称	(ふりがな) -----	
	住所又は居所	都道 府県	市区 町村
	行商をする者であるかどうかの別		1 する 2 しない
変 更 後	氏名又は名称	(ふりがな) -----	
	住所又は居所	都道 府県	市区 町村
	行商をする者であるかどうかの別		1 する 2 しない

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(その2)

法人の代表者等に関する変更事項

変 更 年 月 日		年 月 日	
代 表 者 等	変 更 前	種 別	1 代表者 2 役員
		氏 名	(ふりがな) -----
		生年月日	年 月 日
		住 所	都道 市区 府県 町村
	変 更 後	種 別	1 代表者 2 役員
		氏 名	(ふりがな) -----
		生年月日	年 月 日
		住 所	都道 市区 府県 町村

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(その3)

県内に有する営業所のうち主たる営業所又は県内において行商をする区域のうち主な区域に関する変更事項

変 更 年 月 日			年 月 日
変 更 前	うち、 県内に 主たる 有する 営業所 の	名 称	(ふりがな) -----
		所 在 地	市 (町・村)
	県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		警察署の管轄区域
変 更 後	うち、 県内に 主たる 有する 営業所 の	名 称	(ふりがな) -----
		所 在 地	市 (町・村)
	連 絡 先	電話 () —	
県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		警察署の管轄区域	

第 4 号様式（第 7 条第 1 項）

廃業等届出書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 8 条各号のいずれかに該当することとなったので、同条の規定により、次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第	号
特定金属類取扱業者の氏名又は名称	(ふりがな) -----	
特定金属類取扱業者の住所又は居所	都道 府県	市区 町村
廃業等の年月日	年 月 日	
廃業等の事由	1 許可を受けた者が死亡した。 2 許可を受けた法人が合併により消滅した。 3 許可を受けた法人が破産手続開始の決定により解散した。 4 許可を受けた法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した。 5 特定金属類取扱業を廃止した。	

注 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。

第 5 号様式（第 8 条第 1 項）

（表）

行商人証	
写真	氏名
	生年月日

（裏）

特定金属類取扱業者の 氏 名 又 は 名 称	
特定金属類取扱業者の 住 所 又 は 居 所	
許 可 番 号	千葉県公安委員会 第 号

注

- 1 行商人証の材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 行商人証の大きさは、縦 5. 5 センチメートル、横 8. 5 センチメートルとする。
- 3 「写真」欄には、行商をする者の顔写真（縦 2. 5 センチメートル以上、横 2. 0 センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

第 6 号様式（第 9 条第 1 項）

特定金属類取扱業者	
許 可 番 号	千 葉 県 公 安 委 員 会 第 号
特 定 金 属 類 取 扱 業 者 の 氏 名 又 は 名 称	
特 定 金 属 類 取 扱 業 者 の 代 表 者 の 氏 名	

注

- 1 標識の材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 標識の大きさは、縦 2 1． 0センチメートル、横 2 9． 7センチメートルとする。
- 3 標識の色は、白地に黒文字とする。

第 7 号様式（第 1 4 条第 1 項）

年 月 日	区 別	受 け 取 っ た 特 定 金 属 類			相手方の真偽を 確認するために とった措置の区 分（及び方法）	取 引 の 相 手 方			
		品 目	特 徴	数 量		住 所	氏 名	職 業	年 齢

注

- 1 「区別」欄には、買受け又は委託の別を記載すること。
- 2 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 3 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

第 8 号様式（第 1 6 条第 1 項）

毀損等届出書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 1 4 条第 2 項の帳簿等又は電磁的方法による記録の毀損若しくは亡失又は滅失をしたので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 号
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな) -----
毀 損 等 に 係 る 営 業 所 の 名 称	(ふりがな) -----
毀 損 等 に 係 る 年 月 日	年 月 日
届 出 の 事 由	1 帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損した。 2 帳簿等又は電磁的方法による記録を亡失した。 3 帳簿等又は電磁的方法による記録が滅失した。

注 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。

第 9 号様式（第 17 条）

（表）

		第	号
		身分証明書	
写真	階級（職名）		
	氏名		
上記の者は、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第 18 条第 1 項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。			
年 月 日			
千葉県公安委員会 印			

（裏）

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（抜粋）

第 18 条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、営業時間内に限り、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所に立ち入り、特定金属類及び帳簿等（第 14 条第 1 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第 27 条第 5 号において同じ。）を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 身分証明書の大きさは、縦 5.4 センチメートル、横 8.6 センチメートルとする。